

議案第4号

日野町土地開発基金条例の廃止について

日野町土地開発基金条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

日野町長 塚 田 淳 一

## 日野町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についての概要

### 1 背景及び趣旨

本基金は、公用若しくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために昭和49年に創設したものである。

しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い、現在の行政運営においては先行用地取得の必要性が薄れており、土地開発基金の意義が低下していることから、同基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものである。

### 2 附則規定

この条例は令和5年4月1日から施行する。

### 3 基金の取り扱いについて

基金で保有している土地（日野町中菅579番58他11件、16,318,000円）については、平成14年に公園用地として用地取得したが、その後の町の財政状況の悪化や社会情勢の変化により今後の事業化は困難なため、この度一般会計で土地を購入し、その後、基金の廃止に伴い、全額を一般会計へ繰り入れる。

#### 【参考】

住所	面積 (㎡)	金額 (円)
日野町中菅 579-58	3,020	604,000
〃 579-59	3,520	704,000
〃 579-60	3,870	774,000
〃 579-61	5,000	1,000,000
〃 579-62	35,195	7,039,000
〃 579-63	5,450	1,090,000
〃 579-64	8,890	1,778,000
〃 579-65	11,980	2,396,000
〃 579-66	4,280	856,000
〃 584	178	35,600
〃 585	39	14,040
〃 586-1	76	27,360
計	81,498	16,318,000

## 日野町土地開発基金条例を廃止する条例

日野町土地開発基金条例（昭和49年日野町条例第12号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。